

議案第 9 1 号

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例

川崎市工業用水道条例（昭和 3 1 年川崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 2 を削る。

第 2 5 条第 1 項第 1 号中「4 0 円 5 0 銭」を「3 4 円 4 0 銭」に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 使用料金

責任消費水量のうち使用した水量 1 立方メートルにつき 2 円 3 0 銭

第 2 5 条第 2 項中「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水道料金を改定すること等のため、この条例を制定するものである。